

令和8年度

那珂川沿岸農業水利事業（二期）  
小場江堰幹線水路末端水路整備工事外用地  
測量等業務

特 別 仕 様 書

# 用地調査等特別仕様書

## 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 第1条 この特別仕様書は、那珂川沿岸農業水利事業（二期）小場江堰幹線水路末端水路整備工事外用地測量等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
- 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特別仕様書又は共通仕様書の間には相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 業務内容

(ア) 用地測量

・土地の測量 一式

(2) 実施場所

- ①小場江堰幹線水路末端 茨城県ひたちなか市美田多町地内外（別添位置図のとおり。）
- ②小野幹線水路 茨城県常陸大宮市小野地内外（別添位置図のとおり。）
- ③備前堀幹線水路 茨城県水戸市柳町1丁目地内外（別添位置図のとおり。）
- ④小場江堰幹線水路 茨城県常陸大宮市三美地内外（別添位置図のとおり。）

(3) 調査区域

- ①地域区分は、市街地乙（備前堀幹線水路の一部）及び耕地（その他全て）とする。
- ②調査区域面積は、以下のとおりとする。
  - 1) 小場江堰幹線水路末端 1.77ha
  - 2) 小野幹線水路 0.07ha
  - 3) 備前堀幹線水路 0.17ha
  - 4) 小場江堰幹線水路 81.05ha

(班編制)

第3条 本業務は、各1班以上の編成により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

## 第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第5条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

(1) 測量の基準は、平面直角座標系による。

(2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。

(3) 縮尺は、1/500とする。

(貸与資料等)

第6条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和7年度 内茨幹線水路その10工事外用地測量等業務 成果品	一式	
その他必要な資料	一式	

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

### 第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第7条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

#### 用地測量

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査 (耕地)	1 業務	
(3) 転写連続図の作成 (小場江堰幹線水路)	8 1. 0 5 ha	
(4) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
(5) 依頼書の作成 (小野幹線水路)	0. 2 1 km	
(6) 協議書の作成 (小野幹線水路)	0. 2 1 km	
(7) 境界の確認 (耕地) (小野幹線水路)	0. 0 4 ha	
(8) 土地境界確認書の作成 (耕地) (小野幹線水路)	0. 0 3 ha	
(9) 境界測量 (耕地) (小野幹線水路)	0. 0 4 ha	
(10) 用地境界仮杭の設置 (耕地) (小場江堰幹線水路末端)	1. 7 7 ha	
(11) 用地境界仮杭の設置 (耕地) (小野幹線水路)	0. 0 4 ha	
(12) 用地境界仮杭の設置 (耕地) (備前堀幹線水路)	0. 1 6 ha	
(13) 用地境界仮杭の設置 (市街地乙) (備前堀幹線水路)	0. 0 1 ha	
(14) 境界点間測量 (耕地) (小場江堰幹線水路末端)	1. 7 7 ha	
(15) 境界点間測量 (耕地) (小野幹線水路)	0. 0 7 ha	
(16) 境界点間測量 (耕地) (備前堀幹線水路)	0. 1 6 ha	
(17) 境界点間測量 (市街地乙) (備前堀幹線水路)	0. 0 1 ha	

作 業 項 目	数 量	備 考
(18) 面積計算 (耕地) (小場江堰幹線水路末端)	1. 77 ha	
(19) 面積計算 (耕地) (小野幹線水路)	0. 07 ha	
(20) 面積計算 (耕地) (備前堀幹線水路)	0. 16 ha	
(21) 面積計算 (市街地乙) (備前堀幹線水路)	0. 01 ha	
(22) 用地実測図の作成 (小野幹線水路)	0. 04 ha	
(23) 用地平面図等の作成 (小場江堰幹線水路末端)	1. 77 ha	
(24) 用地平面図等の作成 (小野幹線水路)	0. 10 ha	
(25) 用地平面図等の作成 (備前堀幹線水路)	0. 17 ha	
(26) 地積測量図 (案) 等の作成 (耕地) (小野幹線水路)	0. 03 ha	
(27) 不動産調査報告書 (案) の作成 (耕地) (小野幹線水路)	1 筆	

(指示事項)

第8条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 公共用地管理者との打合せ  
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (2) 依頼書の作成  
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (3) 協議書の作成  
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (4) 境界の確認
  - ① 立会通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
  - ② 杭の規格は、4. 5 cm×4. 5 cm×45 cmとする。
  - ③ 境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。立会人の日当は8,000円/人とし、人数は1人とする。
- (5) 用地境界仮杭の設置
  - ① 工事平面図等に基づき取得及び仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
  - ② 杭の規格は6. 0 cm×6. 0 cm×60 cmとする。
  - ③ 取得用地の杭は赤色、仮設用地等土地使用する用地は青色のペイントで着色する。
- (6) 面積計算  
土地の取得及び仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。また、土地の取得に係る残地についても面積計算を行う。
- (7) 用地実測図の作成  
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (8) 用地平面図等の作成
  - ① 用地実測図等を基に、土地取得図、土地使用図及び境界点番号図を作成する。
  - ② 上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
  - ③ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型と

する。

(9) 地積測量図（案）等の作成

地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第73条から第78条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）第50条から第51条までの規定による。

(10) 不動産調査報告書（案）の作成

不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告書を作成する。なお、報告書の作成には調査素図の作成及び境界標識等の画像情報の整備を含む。

## 第4章 成 果 物

（成果物等）

第9条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 転写連続図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	〃	三つ折り図面箱
(2) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 本	〃	個別ファイル
(3) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	原 本	1部	綴じ込み
(4) 用地実測図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	製本、綴じ込み
	原 図	〃	三つ折り図面箱
(5) 用地平面図 ① 土地取得図 ② 土地使用図 ③ 境界点番号図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	製本、綴じ込み
	原 図	〃	三つ折り図面箱
(6) 地積測量図（案）等 ①地積測量図（案） ②土地所在図（案）	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴じ込み
	原 図	〃	個別ファイル

成 果 物		数 量	装 丁 等
(7)不動産調査報告書（案）	電子データ	正副2部	CD-R等
	書面	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所とする。

## 第5章 契 約 変 更

（契約変更）

第10条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第7条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
- (2) " 第8条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
- (3) " 第9条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
- (4) " 第11条に示す、「打合せ回数」及び「編制」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

## 第6章 そ の 他

（管理技術者及び打合せ）

第11条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条3項によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所とする。

なお、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領別記（Ⅲ）標準歩掛1.（4）及び2.

（1）に定める編制により打合せを行うものとする。

- ・用地測量
  - ① 業務に着手するとき
  - ② 業務の中間
  - ③ 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第12条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

- (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の確認を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い

特別仕様書第11条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(疑義)

第13条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。